# 令和3年度5月邑南町農業委員会総会議事録

日時:令和3年 5月24日(月)

13時30分~

場所:邑南町役場 大会議室

# 出席農業委員 11名(欠席2名)

1	古川 初登	2 三上 孝行	3 大石 幹夫 4 高木 敏彦
5	椿徹	6 種 克也	
9	日野 静則	10 宮本 武	11 末田 麻里江 12 玄羽 和幸
13	服部 信彦		·

### 出席推進委員 1名

10 小笠原 三津夫

#### 議事日程

# 第1 会長挨拶

# 第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)について
- 議案第4号 基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得(農用地利 用集積計画の公告)について
- 議案第5号 農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別 段の面積について
- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

# その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

議長

これより第2回邑南町農業委員会総会を開催いたします。 (会長あいさつ)

これから議事に入りますが、本日の議事録署名人については植田委員と沖田委員を予定しておりましたがお二人とも欠席なんで、日野委員と宮本委員に代わってお願いしたいと思います。それと毎回言っていることですが、本日の議案につきまして、利害関係に該当するいう委員さんがおみえになりましたら、事前にお申し出いただいて、採決の際には退席いただくことになると思いますので、あらかじめご了承お願いします。

それでは1号議案、本日の法3条関係ですが、本日は4件上程されております。 事務局の方から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、4件説明させていただきます。

まず申請番号 033-05、農地の所在は布施××、登記地目田、面積 1000 ㎡、同じく布施××、登記地目畑、面積 322 ㎡、同じく布施××、登記地目田、面積 577 ㎡、3条無償の所有権移転です。譲渡人は○○○○、譲受人は●●●です。

続きまして申請番号 033-06、農地の所在は鱒渕××、登記地目田、面積 219 ㎡、同じく鱒渕××、登記地目畑、面積 115 ㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は△△△、譲受人は▲▲▲▲です。こちらは空き家付属農地となっております。続きまして申請番号 033-07、農地の所在は高見××、登記地目田、面積 502 ㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人は■■■■です。

続きまして申請番号 033-08、農地の所在は中野××、登記地目田、面積 80 ㎡、同じく中野××、登記地目田、面積 453 ㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は▽▽▽、譲受人は▼▼▼です。

以上4件です。

議長

はい、ありがとうございました。それじゃあ 33-5 番の案件について玄羽委員さん、補足をお願いします。

12番

それでは申請番号 033-5 について説明をさせていただきます。申請地はですね、布施集落の畑という地域に当たります。地図を見ていただきますと、左の地図にですね、申請地と●●●さんの住宅がございます。位置的には、前回も報告したんですけども、布施公民館から約1キロくらい川沿いを伝った地点にございます。で、布施公民館から 700 メートル地点に赤馬の滝がございまして、そっから更に 300 メートル川沿いに下ったところが申請地ということになります。○○○○さんと●●●さんはいとこの関係に当たりまして、●●さんの方がずいぶん以前からですね、○○さんの田畑を管理をし耕作をされてきております。で、○○さんの方はですね、●○さんの方を手伝うという形で、田植えや稲刈りや草刈り等をですね、まあ広島から帰って来ておられます。それと●●さんの方にはですね、○○さんの他に 2人のいとこの方が手伝いに帰られるということでございまして、今年も例年通り田植え、草刈り等を例年通りされております。私の方ちょっと○○さんの方と旧知の間ということでございまして、以前からこの所有権

の譲渡に関した話をですね、幾度となく○○さんがされておりまして。○○さんは広島在住ですので仕事の関係で帰られない時期、その時期からですね、●●さんに管理、耕作を委ねられておられたということでございまして。このことについてですね、大変な感謝の気持ちを持っておられまして。また田畑を荒らしてはいかんというような気持ちも持っておられました。それと田畑を荒らしてはならないという気持ちをですね、●●●さんもこの先月の農地でない土地の所有の案件で先月お伺いをした時に、●●さんの方もそういう話をされておりました。それでこの本件に関しまして、○○さんになんとか電話をさしていただき話をさしていただきましたが、○○さんの方もですね、田植えに帰られるということでございまして、今月の22日に帰られるということで、●●さんにもご都合等をお伺いし少し時間をいただけるということになりまして、今月22日に推進委員の小笠原さんと現地で●●さん、○○さんからお話をお伺いしました。それで●

- ●さんの方はですね、もう農業に必要な機材、器具、機械などはね、すべてを所有されておられます。また今回の土地の所有権移転に関しましては○○さん、●
- ●さん共にですね、名義が変わる以外には何も変わらんよと、今まで通りの耕作の形を続けていくだよ、いくだけだから何も変わらんよということを明言されておられます。以上のことからですね、チェックシートに照らし合わせてみましてもですね、まったく問題はないという風に見積もっておりますので審議の程よろしくお願いを致します。

議長

はい、ありがとうございました。小笠原さんはお見えになってないですね、今日は。

推10番

おります。

議長

そしたら、補足がありましたら。

推10番

問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。それでは 033-5 の案件について、審議に入り たいと思います。ご意見、ご質問のある方、発言をお願いします。

ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので採決に移ります。本件について、許可相当と判断される委員 さんの挙手をお願いします。

#### (全員挙手)

はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めることと致します。 続く033-6の案件については、担当服部委員さんがおみえになってませんので、 30分くらい遅刻されるということなんで、この件については保留にしまして。続いて次の033-7の案件について、審議を行いたいと思います。担当委員の椿委員 さん、お願いします。

5番

それでは申請番号 033-7、□□□□□さんから■■■■さんへの農地の所有権移転の申請についてでございます。申請場所は地図をもってご確認いただきます。 浜作線、申請地域は瑞穂地域の高原地区、馬場集落にあります。地図をもって確認してみてください。浜作線の高原交差点の近くでございます。それともうひと つ地図を見てもらいたいんですけど、地図に3条番号7申請地と書かれた場所に
××となっております。平成30年の9月21日の当農業委員会において譲渡受け
人の■■さんの息子さんの★★さん夫婦がゆくゆくの自宅へと□□□□□さんの
の農地××、これを分筆された××に5条の転用所有権移転の申請をし、住宅を
建てられております。今回の申請地も、農地の××を分筆、××にしたものでご
ざいます。■■■■さんの住宅の裏手に当たると同時に、息子の★★さんの住宅
の裏手にも当たります、位置的に。■■■■さんのお父さんは昭和30年代、吉
時集落から住居を現在の馬場集落に移されました。それで大部分の農地は吉時集
落にあり、■■さんが耕作され、息子の★★さんが手伝われているという状態で
ございます。今回住居の近くの申請地を譲り受け、少し広いからとおっしゃって
たんですけど、2所帯を賄う家庭菜園のようにして耕作したいということでございます。また申請地をもらって欲しいというのは譲渡人の□□さんの希望でもあるそうでございます。第3条の許可案件チェックシートに照らし合わせても問題
はないと思いますけども、よろしくご審議ください。なお19日の日に推進委員の日高甚蔵さんと現地確認、面談を行っております。よろしくお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。日高推進委員さんは今日は、お見えになってない?

5番

今日は、はい。

議長

はい、分かりました。それじゃあただ今の 033-7 の案件について、審議に入り たいと思います。ご意見、ご質問がある方のご発言をお願いします。

10番

住宅のこと言われたんですが、もう家は建っとるんですか。

5番

ええ、建っとります。ここのね、横に道があるんですけど、主要地方道のところから脇に出た町道があるんですけど、それとその申請地の黒く塗ってあるところの間にもう既に住宅が建っております。

10番

進入路ももう全部あるん?

5番

この農地?農地はこの家、■■さんの裏からすぐ行けますし、それと同時に★ ★さんの裏、★★さんと■■さんの住宅はL型のような形に、離れておりますけ どね。お互いに裏手に申請地の農地があるということで。

議長

宮本さん、いいですか。他にはございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので採決に移ります。033-7 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

#### (全員举手)

はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と致します。

続いて 033-8 の案件について、これは日野委員さん、日野委員さんお願いします。

9番

はい、それでは申請番号 033-8 の有償の所有権移転の案件についてご説明を致します。まず地図を見ていただきますと、中野地区の小原迫集落に当たります。中野方面から矢上方面に向かった浜作線の右側に当たります。譲り渡し人▽▽▽さん、それから▼▼▼▼さんですが、ちょうど今の▽▽▽□さんの田んぼは、

▼▼さんの宅地の前に当たります。長年もうずっと▼▼さんが耕作をされておりましたが、今回▽▽さんの????されておる関係上ちょっとなかなか耕作が出来ないということで、今回の申請に至っております。現地確認を5月の19日、上田推進委員さんと共にチェックシートに従って現地確認をしましたところ、別に問題はないという風に判断をしましたのでご審議の方よろしくお願いを致します。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。今日上田推進委員さんはお見えになってます かね。

9番 欠席です。

議長 はい、分かりました。それでは 033-8 の案件について審議に移ります。ご意見 ご質問の発言をお願いします。

なにかございませんか。

4番 これ受け人の方が女性だったんですが、ご家族でどなたか農業をされる方がい らっしゃるんですか。

9番 旦那さんと一緒に。▼▼さんの方ですか?▼▼さんの奥さんと旦那さん。

4番 奥さんの方に。

9番 名義が奥さんの方の名義になっとるんで。

4番 分かりました。

議長 他にご意見ございませんか。

(意見、質問なし)

じゃあないようですので採決を行います。033-8 の案件について、許可相当と 判断される委員さんの挙手をお願いします。

#### (全員挙手)

はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認めることと致します。 すいません、033-7の案件について、服部さん、補足説明をお願いします。

13番 お願いします。先月お話したようなことで、状況は変わっておりません。現状 は畑は黒いグランドシートがかけてあって、雑草が生えないようにしてあるという風な、??がしてありました、そのままでございます。

議長 以上ですか?はい、今日は推進委員さん、田中推進委員さんはおみえになってないですね。それじゃあ服部さんおみえになりましたんで、033-6 の案件、空き家付属農地ということでございますけども、ただ今服部さんの方から補足説明もございました、本件についてこれより審議に移りたいと思います。ご意見、ご質問の方の発言をお願いします。

13番 いえ、これ $\triangle$  いえ、これ $\triangle$  さんの奥さんの実家だそうです。

6番 名義上は旦那さんが。

13番 管理をされているというようなお話を聞きました。ご実家だそうで、お母さんがひとりおられたらしいんですが、亡くなられて空き家だったいうことで。

議長

他にはございませんか。

(意見、質問なし)

ではないようですので、採決に移ります。033-6 の案件について、許可相当と 判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と致します。

続きまして法5条関係、今回は2件、提案されております。事務局の方からご 説明をお願いします

事務局

はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可について、2件説明させていただきます。

申請番号 035-3、農地の所在は高見××、登記地目田、面積 510 ㎡、同じく高見××、登記地目田、面積 778 ㎡、同じく高見××、登記地目田、面積 664 ㎡、有償の所有権移転になります。譲渡人は◇◇◇、譲受人は◆◆◆◆です。転用目的は山林で、申請事由は植林し山林として利用したいためです。所要面積は土地造成 1952 ㎡、杉木植林 1952 ㎡、370 本です。この農地は第2種農地です。農用地区域除外済です。法第5条第2項但し書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。

続きまして申請番号 035-4、農地の所在は中野××です。登記地目田、面積 17 ㎡です。有償の所有権移転です。譲渡人は▽▽▽、譲受人は▼▼▼▼です。転用目的は農業用倉庫で、申請事由は農業用倉庫が必要となり自宅付近の当該地に建築したいためです。所要面積は土地造成 17 ㎡、農業用倉庫 17 ㎡です。この土地は第1種農地です。農用地区域除外済です。則第 33 条第4号によりまして許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。

以上2件です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは 035-3、玄羽委員さん、お願いします。

12番

それでは申請番号 053-3 の、有償の所有権移転についてご説明を致します。申請地は高原地区の荻原集落になります。左の地図を見ていただきたいと思いますが、申請地とこの※※さんの住宅がありますが、そっから左方向へは民家はございません。それでこの申請地はですね、平成 10 年頃に◇◇さんがですね、杉の木を植林をされてます。で、植林後もですね、管理もほとんどされていないような状態に今現状ございます。で、譲り渡し人の◇◇さんはですね、現在施設ホームの++++の方に入所されておりまして、お話をお聞きすることは出来ませんでした。で、譲り受け人の◆◆さんに今月 19 日、推進委員の小笠原さんと現地でお話をお伺いしました。◆◆さんの方は立木を伐採して植林をし、管理をして山林として利用したいということでございまして、申請地を既に買い取られたということでございました。それで申請地はですね、地目を山林にされて、農用地の区域からも除外されていると思われて申請地を買い取りをされたということでございますが、名義変更をする際にですね、農地法違反が分かったんだと言わ

れまして、それで◇◇さんの方よりか◆◆さんの方が手続き等をされて今回の申請ということになった訳でございます。◆◆さんはですね、山林として利用するためには現在の立木を伐採をして、新たに植林をして管理をし、そして育てていきたいと、そういう風にしなければ駄目だという風に言われておりました。今月の21日にですね、ちょっと確認したいことがございまして再度◆◆さんを訪ねましたところ、今日から伐採を始めたと言われまして、自力で今伐採を初めておられます。ということでございますんで、チェックシート等照らし合わせてみましてもですね、問題はないように思われますので審議の程よろしくお願いを致します。

議長

はい、ありがとうございました。小笠原推進委員さん、補足ありましたらお願い致します。

推10番

付け加えることはありません。よろしくお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。それでは 035-3 の案件について、審議に入り たいと思います。ご意見、ご質問のある方、挙手を挙げて、挙手をして発言して ください。

ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので採決を行います。035-3 について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と致します。

続いて035-4の案件について、これは日野委員さん、補足説明をお願いします。

9番

もう一度第5条の申請でございますが、申請番号 035-4 番です。場所はですね、 先程の3条の所有権移転と同じ場所でございます。中野地区の小原迫集落という ところでございます。譲り渡し人▽▽さんから▼▼▼▼さんへの転用の所有権移 転でございます。次のページ、ちょっと地図を見ていただきますと、ちょうど 3 条8の申請番号の位置と今の建物に尺が出来ておりますが、その間に今回の申請 場所があります。ここにも面積が 17 ㎡と出ておりますけども、わずか三角形の 長細い土地でございます。これもさる 19 日に上田推進委員さんと共に現地確認 をさせていただきましたけども、別段問題はないと判断を致しました。どうかご 審議の程よろしくお願いを致します。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。それでは 035-4 の案件について、審議を行いたいと思います。ご意見、ご質問のある方の発言をお願いします。

ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので採決を行います。035-4 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。

続いては基盤強化法第 19 条の農用地利用集積計画の公告についてですが、こ

れについて本総会では2件だけですが。これは特に説明は行いませんので、皆さんの方で資料を精査していただいて、ご意見が、ご意見ご質問がありましたら挙 手して発言してください。

皆さんの方で何かございませんか。

(意見、質問なし)

ないようでしたらこの2つの案件について、ご了解いただいたものと判断致します。

続いて 04 号の基盤強化法第 19 条による農地中間管理権の取得について、今回 は 4 件提案されております。これについても 3 号議案と同じように各、みなさん の方で、委員さんの方で図面や数量を精査いただきまして、ご意見ご質問のある 方は発言をお願い致します。

管理機構の服部さん、これ中間管理機構のしまね農業振興公社の借り入れ地がこれ18~クぐらいのこと?18 町、18~クくらいの、振興公社が借り入れとるという表記になっとるんだけど、これはどの地域での面積が出とるんかな。

事務局

代わりに回答させていただきます。18 ヘクタールの部分についてはまだ次の借り手への貸し付けが行われてないのが 18 町と、18 ヘクほど入っているという表記になっております。ですので今公社が借り受けをして、次の貸し付け者の方に移行するまでの猶予がありますので、その手続き中というものが 18 ヘクということでございます。全体でいいますと、今 124.4 ヘクタールほど公社を介して貸し付けが行われているという風になっております。

議長

それは邑南町全体で?

事務局

はい、邑南町全体で今124~ク程度となっております。

議長 はい、分かりました。

皆さんの方から何か他にありますか。

(意見、質問なし)

ないようでしたら前3号議案と同様に、ご了解いただけたものと判断させていただきます。

続いて5号議案の、別段の面積に関する案件が1件出ております。これ、日野 委員さん。事務局の方でちょっと説明をお願いします。

事務局

はい、議案第5号、法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積についてですが、この第5号の真ん中の、1アールのところにある中野××、登記地目田、面積162㎡について申請が出されております。申請の理由としましては空き家付属農地のためです。またこの、先月の案件でありました、設定されました鱒渕××と鱒渕××につきましては、本総会にて3条許可となりましたので、報告の際には除外させていただきます。よろしくお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。それでは日野委員さん、補足説明がありましたらお願い致します。

9番

議案第5号の案件でございますが、これも 19 日に現地確認を致しました。まず場所は、ちょっと地図を見ていただきますと、石見中学校があります。石見中学校のちょうど横に☆☆☆☆さんのお宅がございまして、今現在空き家になって

おります。平成 26 年だったと思いますが、お父さんが亡くられて、それ以降ずっと空き家でございます。現在長男の☆☆☆☆ さん、福岡にお住まいでございます。そして次男の\*\*\*\*は広島の安芸太田町の\*\*というところにお住まいです。どちらの兄弟とも教師をしておられまして現在もう退職をしておられます。それぞれが家庭を持って向こうで生活をしておられます。そしてこちらには帰る予定はないということで、それ以降邑南町の空き家活用情報制度をずっとされておられました。そして今回、たまたま私がこの話を耳にしまして、現在宅地と農地を一緒にして現在購入したいと言われる方がおられますので話を進めている状況です。農地の方も\*\*\*\*さんが1年に2回、春と秋には宅地の周りと、ここに農地160㎡ございますが、草刈り等にも定期的に帰ってきておられました。去る5月の16日にも私がたまたまそこの家の前を通った時にも、草刈りをされておられます。まあそうした関係で、どうかこの案件についてよろしくお願いをしたいと思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは議案5号の、別段の定める、農業委員会の定める別段の面積に関する案件が中野の1件、空き家に付属する農地という格好で申請されております。本件についてのご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので、本5号議案についての採決を行います。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

#### (全員挙手)

はい、ありがとうございました。全会一致で原案通り採択致します。

続いて報告の1号ということで、相続等による権利移動というのが、本総会では7件報告されております。これは、報告についても皆さんの方で資料を精査いただいて、ご意見ご質問、疑問等がありましたら発言していただければと思います。

この前から新聞に何回も載ることがあるんですけど、相続登記をせんかった場合の罰則の法改正をするとかって話が時々新聞に載るんだけど、これについてなんか情報がありますか。審議しよるらしいんだけど、農業新聞なんかにちょくちょくこの案件がね、審議になっとるんですよ。

公社 相談員 一応参議院で、5月に参議院の方が法案するかしまして、一応3年の猶予期間があって、それから義務化されるような形になっておりますので。ちょっと新聞、持っとったんですけど家に置いてきまして、農業新聞じゃなくて中国新聞の欄に出とりましたんで。また刷ってから持ってきたいと思います。法案は一応通過しています。それで義務化になって、今度罰則が、10万円以下の過料いう罰則も付くような形で、付いておりますんで。まあ従前のものについては大丈夫ですけど、今後あった場合、3年後くらいからそういう形になると思われます。

議長

10 年くらいまでは四国の面積に匹敵する面積が、10 年くらいまでね、四国の面積だったのが、今は九州の面積に通づる面積の農地の所有者とか管理者とかが

不明になっとるいうような記事がちょっとあって。それで今服部さんの方から説明があったんだけど、これはちょっと、3年間の猶予期間があるということになればそう救急にってことじゃないけど、ちょっと農業委員会としても相続、まあうちの隣なんか2軒とも相続登記しとらんかったりするんで、そういった法律の内容をちょっと周知するため準備をそう遅くない時期に着手して、知らせていかにやいけんのんじゃないかって気がするんだけど。特にね、こっちの、邑南町内に住んどる人はそれでも役場、死亡通知なんか出す時に、役場の方で相続登記をするかねみたいな情報提供をしとるけえね、いいんだけど。邑南町外に住んどる方で、もしその人に相続権がある場合は、情報提供してあげんとなかなか農地。自分で維持管理してなかったりすればね、かなりそういう例が、法律に違反する例が出て来そうな気がするん。

10番

これ亡くなった時に、事実上の名前を変えただけで登記までは全部しとってないはずで。役場やら農協が、??????、登記は、ここに名前があるからって登記はしとっちゃない。名前を親族、子供か兄弟か奥さんに変えとるだけで、登記いったら死んだ人の名前になっとるのいっぱいある。山でも。なして言うたらみんなあこで、名前が出とるけえええわ言うてそっとしとる。全然でたらめだけえね。そりゃあタダでは出来んのだけえ。銭出さにゃ名前を変えられんのだけえ、誰も、兄弟でも息子でも、構いはせんよ、銭出してまで。名前だけ、おそらく手続き上の、手続き上の名前にあれしとるんで。

5番

相続が決まってから、何か月後までに、何年か、ここでやり直さにや課金が出るいうことだ。

10番

だけえここで名前出しただけであれだったら、もしそこに登録付けよういうて、ここに++++さんの代わりには、例えば\$\$さんが出とるわいうて相続しにいったら、儂は知らんが草刈りしに行ったで、なんか管理してくれって見よっただけだよ。名前は++さんの名前でずっといっとるけえ。

議長

そういうことになると、ここ公告でなんでんかんでん出ちゃおるけど、これを 出しておるの、相続で所有者移転っていう表現になっとるんだけど、これ相続登 記して、不動産っていうのは登記せにゃあ所有権移転せんけえね。それが所有権 移転って書いてあるけど、これ所有権移転、登記がされとるかっていうところは、 事務局としてはフォローはしてないということ?

事務局

そうですね。これは登記されるまでの仮の、こちらで管理する管理者というところになっておりますんで、登記という、相続人さんが誰になるかというところが確定して登記になるかと思うんですが、手続きに来られた際にも農業委員会から登記を確実にお願いしますというようなお願いはしていこうかと思います。

議長

だけえこれは、所有権の移転登記はされておるということを確認した上での所有権移転という表現ではないわけね。

事務局

そうです。

議長

うちらの方で浜田作木線の改良工事を何年か前にやったんだけど、ちょうどその時にここをまっすぐにすりゃあいい線があるいうんでそこを県が用地買収に入ったんだけど、28件までは相続権者が分かった、名前がね。そのうちの連絡付

いたのが 24 人で、後の4人はどがあしても連絡がつかんいうんで、とうとう用地買収を諦めてね、そこを迂回して変な変なカーブにしてね、県のあれをやった例があってね。

10番

そがあなのはたくさんあります。ここを近うなるよいったら、あこの所有者が不明だけえかくんと折れにゃしょうがないんだいう道がいくらでも、ちょっと走りよるとおかしいなとか、空いた感じの土地がここにあったんだなぁ、それでこがあ曲がったんだな狭うなっとるんだなあいう。それええことにならんわね。

議長

それで今の報告については、皆さんの方から何かご意見ご質問ございませんか。まあ報告していただいたということで、内容確認したということぐらいにしかなりませんが。

その他の中で、(1)でその他とありますが、事務局、これは何か予定してますか。

(その他)

- (1) 事務連絡
- (2) その他

次回の総会は、6月21日(月)13:30からでお願いします。